

令和8年度青森県自治研修所自己啓発eラーニング受講マニュアル

1 受講開始方法

(1) 初回ログイン

受講決定者に対しては申込時に登録したメールアドレスあてに、School (biz-support@schoo.jp) から受講案内メールを送信する。送信される受講案内メールにあるアカウント登録用のURLからeラーニングシステムに接続し、必要項目を入力してアカウントを登録する。(登録方法は別紙1「ログイン方法」のとおり。)

(2) 講座の選択

ログインし、講座を選択して受講する。(講座の検索方法は別紙2「講座検索方法」のとおり。)

2 【県職員のみ】職専免(学びの時間)について

要領7に規定する職専免については次のとおり。

(1) 職務に専念する義務の免除に係る期間及び時間

- ① 令和9年3月31日までの期間において、合計50時間以内とする。
- ② 1月につき、4日を上限とする。
- ③ 勤務時間の始め又は終わりに係る時間以外の時間で、1日を通じて合計2時間以内とする。
- ④ 免除の単位は、1時間とする。

(2) 実施場所

勤務公署(在宅勤務を行う場合にあっては、在宅勤務の実施場所)又は県庁北棟5階多機能型会議室(各受講者が別途予約して使用)とする。

(3) 願出

統合庶務システムを使用して、あらかじめ次表のとおり、所属長に承認を願い出るものとする。

入力区分	入力内容
休暇の種類	「職専免」を選択
休暇の区分	「その他」を選択
取得日	年月日、取得時間を入力
理由等	「学びの時間(〇〇〇〇受講、前回までに△△時間取得済)」と入力 ※()内には受講講座名及び取得済みの時間を省略することなく記載

(4) 承認

各所属長の専決事項とする。なお、所属長は、「学びの時間」を承認した日には、原則として、時間外勤務を命じないものとする。

3 その他

受講者は、自身のアカウント情報を他人に使用させないこと。